

児童の権利に関する条約 第4・5回日本政府報告

学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第12条1項でいう

意見を表明する権利の対象となる事項

ではない。

こども基本法についての提案者答弁 (2022年5月24日)

「しかし、そのこどもの、ある意味なんでも
かんでもこどもの意見、

わがままで全部聞いてそれを受け止めろ
ということではなくて、……そうご理解をい
ただければと思います」

1994年文部省通知(子どもの権利条約について)

本条約第 12 条 1 の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、

必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと。